

# 『気づき!』と『見守り!』

ご家族や支援にかかわる方たちのチェックポイント

オンラインゲーム\*1で  
お金を使い過ぎている?



もうけ話のつもりがトラブルに?



ウォーターサーバー  
2台もいらない



最近スマホに熱中している  
みたいだけれど...



「思い込み」をさせる契約に注意!

ネットショッピングで  
お試しのはずが定期購入?

**インターネットをきっかけとした被害が増えています。  
ご注意ください。**

\*1:インターネットなどの通信回線を利用して複数人で遊ぶゲームのこと

# 気をつけて 1 オンラインゲームの課金に注意



## 事例

普段からオンラインゲームが好き。熱中してくると気分が高揚してきて有料のアイテム購入を繰り返してしまう。携帯電話料金と合算して払うようにしているが、16万円の請求のうち約14万円がゲームのアイテム購入によるもの。分割払いを申し出たができないと言われて困っている。  
(40歳代、女性)

## 解説

- スマホのゲームには、ダウンロードは無料でもゲーム内で支払いが発生するものがあります。
- ゲームを有利に進めるためのアイテムを、安いと思って、つい次々と購入してしまい、請求額を見て初めて高額になっていたことに気づくことがあります。
- **ゲーム上で知り合った人とのトラブル**も起きています。**個人情報**の公開には十分注意しましょう。
- 現金での支払いとは違い、お金を使った感覚がなくなりがちです。毎月、スマホなどの**利用明細**を**チェック**しましょう。

# 気をつけて 2 「思い込み」での契約に注意



## 事例

ショッピングモールで声をかけられて、ウォーターサーバーの話聞いた。家にあるウォーターサーバーと同じグループの会社で、入れ替えキャンペーン中と言われたので、その場で契約した。後日、届いたウォーターサーバーは、家にあるものとは違う会社のもので、今、家にウォーターサーバーが2台ある。契約が二重になるし、2台もいらないので困っている。  
(30歳代、男性)

## 解説

- 言葉巧みなセールストークで、**間違った思い込み**をさせて、無理に契約させようとする事業者もいます。
- 外で声をかけられてもその場ですぐ契約することは避けましょう。特に長期の契約は慎重にしましょう。
- 有名な電力会社や電話会社、ガス会社等と**紛らわしい社名**を使った**勧誘**もあるので、契約前に会社名を確認しましょう。
- 重複して商品を購入していないか、安易に契約していないか気を付けて見ておきましょう。



※2: ソーシャルネットワークサービスの略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用サービスの総称

## 事例

SNS※2で簡単に稼げる動画配信の副業サイトを見つけ、登録。電話があり「1か月150万円もうかる、1対1で教える」とサポートプランを勧められ、指示されるまま消費者金融4社で130万円借りて振り込んだ。もうけがなく解約したが15万円しか返金されず、借金が残ったまま。全額返金してほしい。(20歳代、男性)

## 解説

- 簡単に稼げる仕事はありません。「スマホ一つで簡単に稼げる」「サポートする」などのSNS広告には注意しましょう。
- 受講料やサポート料などの名目で高額な契約を勧誘され、「もうけから返せる」と説明されますが、収入の保証はありません。
- 自覚のないまま消費者金融などで借金をさせられる例もありますが、返済義務は借りた人に残ります。
- 普段と違った様子がないか、気をつけて見ておきましょう。



## 事例

ネットゲームの広告で「お試し200円、初回で解約できる」というのを見て健康食品を注文したら、2回目も届き高額な請求をされた。電話で返品を申し出たが4回継続が条件と言われ、解約できなかった。後でホームページの申込画面や確認画面などを確認したら、定期購入であることが小さく書かれていた。(50歳代、女性)

## 解説

- 広告は、興味を引く内容を強調して表示していることが多く、詳しい内容を見ずに注文した可能性があります。
- 受け取った後であれば、商品を開封せず、すぐに消費者ホットライン等に相談しましょう。
- 通信販売にあたるためクーリング・オフ(無条件解約)はできません。申込時の「最終確認画面」で契約内容や条件をよく確認し、スクリーンショットなどで画面を保存しておきましょう。
- 荷物が届いて慌てていたり、振込通知書が複数あったりしたら、声をかけてみましょう。

# 気づきのチェックポイント

## □いつもより口数が少ない、イライラや落ち着かない様子。

- ・被害にあっていることを隠したり、悩んだりしている可能性があります。

## □スマートフォンを見て慌てていたり、そわそわしている。

### あるいは、スマートフォンを手放さない。

- ・ SNSの広告をクリックしたら突然高額な請求画面になったり(ワンクリック請求)、SNSで知り合った人からもうけ話を勧められ、多額の支払いをするなど、スマートフォンを介した被害にあっている可能性があります。

## □部屋に高額な請求書や領収書がある。

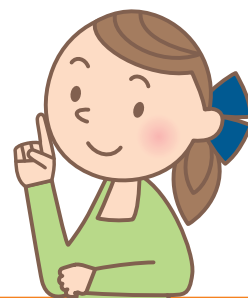
- ・ オンラインゲームのアイテム購入や、占いサイト、出会い系サイト等のポイント購入でお金を使いすぎている可能性があります。
- ・ 借金や料金の滞納をしている可能性もあります。

## □宅配便や郵便物が頻繁に届き、見慣れない段ボールや新しい商品が、部屋にたくさんある。

- ・ 「お試し価格」で1回だけ購入したつもりが、継続した契約だった可能性があります。また、展示販売や訪問販売、電話による勧誘などで、不要なものを次々購入してしまった可能性もあります。

## □羽振りのいい話が増えた。あるいは、見慣れない人がよく出入りしていたり、外出が増えた。

- ・ 友人を紹介して物品等を購入してもらうと手数料がもらえるという連鎖販売取引(マルチ商法)に誘われていたり、副業トラブルに巻き込まれている可能性があります。
- ・ 仲間意識を利用して勧誘されている可能性もあります。
- ・ 困っているようなら、話を聞いてみて、早めに相談窓口にお問い合わせください。



## 困ったときの相談は・・・

物を買ったり、誘われたりして困ったとき .....

### ◆消費者ホットライン

局番なし 188 (いやや)

- ・ お近くの消費生活相談窓口につながります

生活する中での不安や悩みがあるとき .....

### ◆障害者ほっとライン

TEL.078-230-9545

- ・ 受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日、年末年始は休み) FAX.078-230-9553

弁護士に相談したいとき .....

### ◆高齢者・障害者のための 弁護士電話法律相談

TEL.078-362-0074

聴覚や発話に困難のある方は電話リレーサービスをお使いいただけます。

- ・ 受付時間 毎週火・木曜日(平日) 13:00~16:00



発行:兵庫県立消費生活総合センター  
兵庫県神戸市中央区港島中町4-2